

廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)地下2階における
火災報知器の作動(非火災報)について

平成 19 年 9 月 18 日

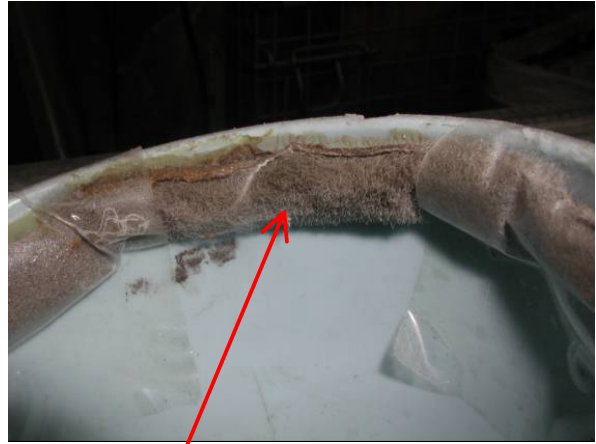
発生場所	廃棄物減容処理装置建屋(第2建屋)
発生日月	平成19年9月15日
発生時の状況	<p>午前11時37分、地下2階の不燃物仕分け室(放射線管理区域内)において、火災報知器(煙感知器)が作動しました。</p> <p>午前11時40分、消防署に連絡するとともに、自衛消防隊消火チームを招集しました。</p> <p>午前11時43分、火災ではないことを確認しました。</p> <p>午前11時44分、消防署にその旨を連絡し、自衛消防隊消火チームの招集を解除しました。</p>
原因	<p>作業に伴って発生する粉塵によって火災報知器が誤作動しないように、作業現場に監視員を配置したうえで、当該火災報知器にキャップを取り付けていました。午前中の作業が終了し、キャップを取り外したところ、火災報知器が作動しました。</p> <p>取り外した当該キャップの内側を確認したところ、キャップの縁に付いていた布状の隙間材が劣化していたために、ほこりが溜まりやすい状態になっていました。</p> <p>このため、キャップを取り外した際、ほこりが舞い、火災報知器が作動したものと推定されます。</p>
対策	火災報知器の誤作動防止用のキャップについて、取り付け前に隙間材が劣化していないことを確認し、劣化しているものは使用しないように徹底します。
お知らせ基準	「表2-16 発電所において、火災報知器が作動したとき」に該当します。

以上

火災報知器が誤作動しないため用いるキャップ



当該のキャップ(取り外した状態)



隙間材の状態

布状の隙間材